

1 部活動外部指導者派遣事業・部活動顧問派遣事業の目的

(1) 事業の目的

- 部活動外部指導者派遣事業
 部活動の一層の充実を図るため、部活動外部指導者を学校へ派遣し、部活動の専門的技術指導を行う。
- 部活動顧問派遣事業
 名古屋市立中学校に部活動顧問を派遣することにより、部活動の充実を、活性化を図る。

(2) 派遣事業の経緯

外部指導者派遣事業（S61～）

- ①事業開始（S61～、中学校の柔道・剣道）
 教員顧問の技術的補助(学級数の減少→形式だけの教員顧問→指導の専門性に問題)
- ②中学校・高等学校の全部活動に拡大（H2～）
- ③小学校に拡大（H5～）

顧問派遣事業（中学校・H16～）

- ①外部顧問のみによる単独指導ができる制度として開始
- ②小学校に拡大（H26～）

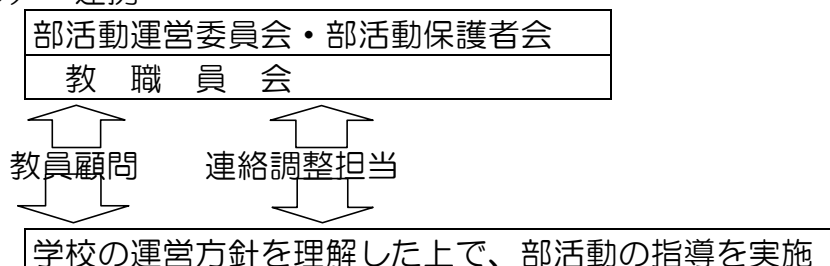
(3) 身分取り扱いと役割

	外部指導者	外部顧問
身分取扱	学校協力者	非常勤特別職（市教委委嘱）
謝金・報酬	謝金 小：2,700円/回 中：3,600円/回	報酬 中：48,000円/月 小：36,000円/月
位置付け	教員の指導補助【単独指導不可】	教員に替わって指導【単独指導可】
役割	教員の指導方針に沿った専門的な技術指導の補助	学校の指導方針に沿った部活動指導全般、大会の引率・指導・監督

(4) 指導の内容

- ①技術指導 ②下校時刻・方法 ③活動場所 ④部室・更衣室の使い方
- ⑤服装 ⑥持ち物 ⑦安全な活動 ⑧予定等の連絡
- ※ 怪我の情報は、家庭と学校が共有する。【特に頭部外傷（脳しんとう等）】
- ※ 熱中症等についても十分配慮する（活動時間帯）

(5) 連携



部活動外部指導者派遣事業(S61～)

部活動顧問派遣事業(H16～)
※小学校(H26～)

部活動をさらに充実・活性化していきたい。	部活動を創部したり、継続して実施したり、地域と連携して運営していきたい。
従来型の部活動外部指導者派遣	<p>派遣の条件</p> 派遣終了までに次のような環境の整備に努める。 中学校：部活動が継続して実施できるような体制づくりに努める。 小学校：地域と連携した運営体制づくりに努める。
部の状況に応じて必要な回数を派遣する。	<p>性 格</p> 部活動を実施するための臨時的・緊急的な措置。 一年を単位として、継続して3年以内を原則として派遣
部の担当教員の指導の補助を行う。	<p>位置づけ</p> 教員に代わって、委嘱された種目の指導を学校の方針・計画にそって行う。
専門的技術能力を有し、校長が適格と認める者	<p>対 象 者</p> 部活動指導の経験を有し、各校の部活動運営委員会の推薦を受けた者の中で、校長が適格と認めた者
名古屋市立小・中・高等学校	<p>派遣対象</p> 名古屋市立中学校
部には教員の顧問（指導者）をおく。	<p>教員の関わり</p> 部には教員の顧問は必要としないが、派遣顧問との連絡調整の担当者をおく。
小学校…1回1.5時間程度 （運動24回、生産・文化24回） 中学校…1回2時間程度 （運動70回、生産・文化29回） 高 校…1回2時間程度 （全日制335回、定時制88回） ※回数は、派遣回数の上限	<p>派遣内容</p> 月単位で、一年を通じて必要な期間 ※月の勤務時間 中学校：20時間 小学校：15時間
小学校…1回あたり2,700円 中・高…1回あたり3,600円	<p>謝 礼 等 （交通費を含む）</p> 1ヶ月あたり 中学校：48,000円、小学校：36,000円
小学校…運動68名、生産文化52名 中学校…運動182名 生産文化72名 全日制高校…運動90名 生産文化135名 定時制高校…運動50回 生産文化38名	<p>派 遣 数 （申請数）</p> H16:17名、H17:32名、H18～H22:48名 H23,24:49名、H25:50名（途中で委嘱者を交代） H26～:中学校96名、小学校8名
①教員指導者の指導方針にそって、専門的な技術指導の補助をする。 ②種目によって、校長の承認を得て大会の外部コーチが可。	<p>業 務 内 容</p> 学校長の命を受け、次の業務を行う。 ①学校の指導方針、指導計画にそった部活動指導全般 ②大会時の引率・指導、監督業務。
教員の指導力向上に努める。	<p>派遣期間中の学校の対応</p> 各校の部活動運営委員会で活動状況の報告及び意見交換し、該当運動種目の環境整備の道を探る。

部活動外部指導者派遣・部活動顧問派遣比較表

	部活動外部指導者派遣	部活動顧問派遣
身分取扱	学校協力者	非常勤特別職
指導の謝礼	謝金	報酬
通勤費用	支給しない	支給しない
公務災害補償	保険で、指導中の災害補償、移動途上の事故対応	労働者災害補償保険法適用
休業補償	なし	労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤の職員の休業補償に関する規則適用
委嘱行為	委嘱行為なし	委嘱行為あり
身分上の定め	決裁	就業規程
派遣校の決定	学校からの部活動外部指導者派遣申請書による。	学校からの申請に基づき教育委員会で審査し派遣校を決定する。
外部指導者研修会	参加を原則とする。	参加を義務とする。
適格の判断	校長等の面接による。	各校の部活動運営委員会の承認及び校長の面談により判断する。
委嘱・選任	教育委員会の事業決定に基づき校長が選任する。	校長の内申により、教育委員会が委嘱する。
大会等への参加旅費	支給しない	旅費条例に基づいて支給

《提出書類関係》

①派遣申請書	あり	あり
②任用関係	選任承諾書（学校保管） 実施計画書（写）	委嘱依頼書 該当部活動指導方針
③通勤関係	移動経路届（学校保管）	通勤届（原本）
④健康診断書	あり（写）	あり（原本）
⑤指導経歴書	あり（写）	あり（原本）
⑥口座振替書	あり（原本）	あり（原本）
⑦月毎の報告	指導認定整理簿兼実績報告書 （原本）	学校外活動届（原本） 指導実績及び指導計画報告書（写）
⑧結果報告書	派遣終了後（10日以内）に提出	状況報告書（10月）、結果報告書（2月）を提出

名古屋市部活動顧問派遣事業実施基準

(目的)

第1条 この基準は、名古屋市立小中学校に部活動顧問（以下「顧問」という。）を派遣することにより、部活動の充実、活性化を図ること及び地域との連携による部活動の充実を図ることを目的とする。

(派遣対象校)

第2条 顧問は、次の各号に掲げる小中学校に派遣するものとする。

- (1) 部活動を指導する教員指導者が不足することにより、部活動を継続できず、又は創部できない中学校
- (2) 校内事情等により部活動の指導が非常に困難な中学校
- (3) 地域との連携による部の運営を図る小学校

(職務)

第3条 顧問は、派遣される小中学校の部活動の指導方針、指導計画のもとに、次の職務を行う。

- (1) 部活動の指導
- (2) 大会、練習試合にかかる児童生徒の引率及び監督等

(派遣期間)

第4条 顧問の派遣は、年度を単位とする。

- 2 顧問を派遣した翌年度において、当該部活動を継続するため引き続き顧問を派遣する必要がある場合においては、当該翌年度においても顧問を派遣することができる。ただし、顧問の派遣は原則として継続して3年を超えることができないものとする。

(小中学校の責務)

第5条 顧問の派遣を受けた小中学校は、次の環境整備を図るよう努めるものとする。

- (1) 部活動指導の環境整備
- (2) 地域と協力したスポーツ、生産・文化活動にかかる環境整備

(派遣申請)

第6条 顧問の派遣を受けようとする校長は、部活動顧問派遣申請書(様式1)により、教育委員会（以下「委員会」という。）に申し出るものとする。

(派遣決定)

第7条 委員会は、部活動顧問派遣申請書の提出を受けた場合において、顧問を派遣する必要があると認めるときは、予算の範囲内で顧問の派遣を決定し、当該小中学校に通知するものとする。

(派遣手続)

第 8 条 前条の規定により通知を受けた校長は、次の資料を委員会に提出するものとする。

- (1) 部活動顧問委嘱依頼書 (様式 2)
- (2) 部活動指導方針
- (3) 通勤届 (様式 3)
- (4) 健康診断書
- (5) 指導経歴書 (様式 4)
- (6) 口座振替申込書

(報告)

第 9 条 顧問の派遣を受けた校長は、名古屋市部活動顧問就業規程 (平成 16 年 3 月 31 日教育長決裁) 第 3 条第 1 項第 2 号に定める部活動運営委員会に、当該顧問が指導する部活動の活動状況を報告するとともに、第 5 条の環境整備について協議し、その結果を委員会に報告するものとする。

(連絡調整担当者)

第 10 条 顧問が小中学校の部活動の方針のもとに、円滑に部活動指導を実施できるようにするため、顧問の派遣を受けた小中学校に連絡調整担当者をおく。

(その他)

第 11 条 この基準の実施に関し必要な事項は、生涯学習部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 18 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

名古屋市部活動顧問就業規程

(目的)

第1条 この規程は、部活動顧問（以下「顧問」という。）の委嘱及び報酬、勤務時間その他の勤務条件等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 顧問は、名古屋市部活動顧問派遣事業実施基準（平成16年3月31日教育長決裁）第3条に規定する職務を行う。

(委嘱)

第3条 顧問は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者で、顧問としての適格性を有すると校長が認めるものについて、校長の内申により教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校の部活動の指導経験のある者又は小学校においては地域での指導経験がある者
- (2) 各学校ごとに組織する部活動運営委員会の承認する者
- (3) 20歳以上の者

(委嘱期間)

第4条 顧問の委嘱期間は、原則として委嘱日から当該年度の末日までの期間において月を単位として必要な期間とする。

(身分)

第5条 顧問は、名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）に掲げる職員以外の職員とし、その身分は特別職とする。

(服務)

第6条 顧問は、その職務を遂行するにあたり、校長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

- 2 顧問は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 顧問は、法令に特別の定めがある場合又は委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(勤務時間等)

第7条 顧問の勤務時間は、1月に小学校にあつては15時間、中学校にあつては20時間とする。

- 2 顧問の勤務日及び勤務時間の割り振りは、次の通りとする。

(1) 勤務日

小学校 1月15日以内においてあらかじめ校長が定める。

中学校 1月20日以内においてあらかじめ校長が定める。

(2) 勤務時間の割り振り

午前9時から午後6時までの間においてあらかじめ校長が定める。

(報酬の額)

第8条 顧問の報酬月額は、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年名古屋市条例第14号。以下「条例」という。)別表第3に規定する額とする。

2 顧問が死亡したときは、その月分までの報酬を支給する。

3 前項に規定する場合を除き、月の末日以外の日に顧問を解嘱された場合及び月の初日以外の日に顧問を委嘱された場合において、当該月の勤務時間数が、小学校にあっては15時間、中学校にあっては20時間に満たないときにおける報酬の支給額は、小学校にあっては15、中学校にあっては20で除した額にその月の勤務時間数を乗じて得た額とする。

(報酬の減額)

第9条 顧問が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、報酬の月額を、小学校にあっては15、中学校にあっては20で除した額(それぞれ100円未満は切り捨てる。)を報酬の月額から減額する。

(報酬の支給日)

第10条 顧問の報酬の支給日は、条例第6条第1項第2号の規定に基づき、翌月の17日とする。

(費用弁償)

第11条 顧問には、条例第7条及び別表第3の規定に基づき旅費を支給する。

(公務災害補償等)

第12条 顧問には、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤の職員の休業補償に関する規則(平成10年名古屋市規則第59号)を適用する。

(解嘱)

第13条 顧問が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱する。

(1) 心身の故障によりその職務に耐えないとき

(2) 職務遂行に必要な適格性を欠くとき

(3) 第6条の規定に違反したとき

(4) 予算の減少その他委員会の都合により、委嘱の必要がなくなったとき

(その他)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、生涯学習部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

平成27年3月17日

名古屋市立中学校長 様

スポーツ振興課長
生涯学習課長

平成27年度 部活動顧問派遣希望について（照会）

日ごろは、部活動振興のため、格別なご尽力をいただきありがとうございます。

さて、みだしのことについて、下記のとおり部活動顧問派遣事業を実施しますので、派遣を希望する場合は、部活動顧問派遣申請書を提出してください。

記

1 派遣の趣旨

本事業は、次に該当する学校を対象として、学校の部活動指導方針に沿って部活動の指導をする顧問を派遣し、部活動の充実、活性化を図ることを目的とする。

- (1) 教員顧問の退職や転勤等により活動が継続できない、または創部できない学校
- (2) 教員顧問はいるが、諸事情により、部の運営が非常に困難な学校

2 派遣人数

全市中学校 合計96名（平成25・26年度派遣校を含む）

※1校で複数の顧問を派遣することもできます。

3 派遣期間及び報酬の額

(1) 派遣期間：月を単位として、一年を通じて必要な期間

(2) 報酬：月額48,000円（名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例による）

※但し、月の勤務時間が20時間に満たないときにおける報酬の支給額は、報酬の月額を20で除した額にその月の勤務時間数を乗じて得た額

4 提出書類

「部活動顧問派遣申請書」（様式1）

※上記様式は、NEDPSに掲載されているものを使用してください

5 書類提出先

スポーツ振興課少年スポーツ係（運動部活動、生産文化部活動 共通）

6 提出期限（必着厳守）

(1) 継続校：平成27年4月 1日（水）

(2) 新規校：平成27年4月 6日（月）

7 派遣の決定

派遣の可否を決定後、速やかに派遣申請校へ通知します。

（スポーツ振興課少年スポーツ係 IP644-064 TEL972-3265 FAX972-4417）

(様式1・顧問)

スポーツ振興課少年スポーツ係 行

学校番号

平成 年度 部活動 顧問派遣 申請書

平成 年 月 日

名古屋市教育委員会 様

名古屋市立

学校長

部活動顧問派遣について次のとおり申請します。

1 部活動顧問派遣の希望の有無

希望する ・ 希望しない

※2番以降は、顧問派遣を希望する学校のみご記入ください。

2 派遣希望種目

運動部・生産文化部

部活動名

男子 ・ 女子 ・ 男女

3 派遣年数

新規 2年目 3年目 ※2に記入した派遣希望の部活動における年数

4 部活動実施期間

平成 年 月 ～ 平成 年 月

5 派遣希望期間

平成 年 月 ～ 平成 年 月

6 派遣希望の理由

() 廃部(休部)を防ぐための顧問確保
() 創部のための顧問確保
() その他 ※裏面11へ具体的に記入

7 派遣顧問の候補者

氏名 (才、職業)

8 派遣を希望する部の見込部員数と全児童生徒数 ※見込児童生徒数は、平成 年4月1日現在

学 年	男子(人)	女子(人)	合計(人)
平成 年度の見込部員数一 年生			
〃 一 年生			
〃 一 年生			
〃 一 合計			
平成 年度の見込児童生徒数(全学年)			

9 平成 年度の見込部活動数 <部活動顧問の派遣を希望している部も含める>

学 年	運動部(部)	生産・文化部(部)
男子を対象とした部活動数		
女子を対象とした部活動数		
男女を対象とした部活動数		
合 計		

10 顧問派遣が認められなかった場合

外部指導者派遣を 希望する ・ 希望しない

※この申請書は運動部・生産文化部共通です。また、1部活動につき一枚記入して提出してください。

裏面へ

学校

1 1 部活動顧問として、外部からの派遣を希望する理由・経緯等

(※ 学校の部活動指導体制、部の現状を含む)

1 2 次年度に向けて学校で取り組む方策

(※ 地域指導者の確保や教員顧問の育成対策及び支援体制を含む)

(様式2)

平成 年 月 日

(宛先) 名古屋市教育委員会

名古屋市立 学校長

部 活 動 顧 問 委 嘱 依 頼 書

1 部 名 _____ 部

2 委嘱予定顧問氏名 _____

3 部 員 数 男 _____名 ・ 女 _____名 計 _____名

4 委嘱予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 末日

5 連絡調整担当者 _____

(様式3)

通 勤 届

勤務場所						
所在地						
届け出年月日	年 月 日	通勤方法	1. 徒歩			
氏 名			2. 自家用車			
住 所			3. 公共交通機関 ①地下鉄 ~			
通勤距離	km		②市バス			
通勤経路の略図 (経路朱色表示)						
				所 属 長 の 確 認 印		
				校 長	教 頭	係

※「通勤経路の略図」欄には、住居から勤務場所までの通勤経路につき、主要な通過地点、利用交通機関等を記載した略図を記入する。

(様式4)

指 導 経 歴 書

ふりがな氏名	(男 ・ 女) 生年月日 (大 ・ 昭 年 月 日生 年齢 歳)		
住 所	〒 ()		
職 業		勤 務 先	
連 絡 先 電話番号等	自宅電話番号 () - 携帯電話番号 - -		
該当部活動 に関わる資 格、実績等			
教員免許	あ り	取得見込み	な し
教育サポーターネットワークへの登録	有 ・ 無		

	指 導 期 間	指 導 校 ・ 指 導 種 目 等
過 去 5 年 間 の 部 活 動 指 導 経 歴	平成 年度	
	平成 年度	
	平成 年度	
	平成 年度	
	平成 年度	